

裁 決 書

審査請求人 ○○○○
○○○○ 様
代理人 ○○○○

○○○○ 様
処分庁 稲沢市病院事業管理者

審査請求人が令和 6 年 3 月 2 2 日に提起した、稲沢市病院事業管理者が令和 6 年 3 月 1 5 日付けで行った公開決定の処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和 6 年 2 月 2 1 日、審査請求人は処分庁である稲沢市病院事業管理者（以下「処分庁」という。）に対し、稲沢市行政情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条及び稲沢市行政情報公開規則（以下「規則」という。）第 4 条に基づき、「平成 2 8 年 8 月 1 2 日、稲沢市民病院において実施された患者に対する頸部手術後に、患者が気道閉塞に陥り、低酸素脳症・死亡に至った医療事故に関して、診療を担当した看護師、医師らが作成し同病院に提出した報告書等の書面全部（診療録を除く。）」、「上記医療事故に関して、稲沢市民病院の職員が作成した報告書等の書面全部」を公開の対象とする稲沢市行政情報公開請求書を提出し、処分庁はこれを受理した。
- 2 令和 6 年 3 月 1 5 日、処分庁は請求に対して公開決定に関する処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで条例第 1 0 条第 3 項に基づき、審査請求人の代理人に稲沢市行政情報公開可否決定通知書を送付した。

3 令和6年3月22日、審査請求人は公開決定を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を審査庁である稲沢市病院事業管理者（以下「審査庁」という。）に対して行った。

審査請求人の主張は、公開された文書のほかに、患者の死亡に関して作成された次の文書が存在するものとして公開を求めるものである。

①稲沢市民病院院内事故対策会議の会議報告書（議事録を含む。）全部（以下「本件会議報告書」という。）

②担当医師、看護師ら（主治医を含む。）が作成し、稲沢市民病院に提出した患者の治療に関する報告書（診療録を除く。以下「本件報告書」という。）

③平成29年2月23日付け決裁文書（平成29年3月29日付け決裁文書によって変更される前の決裁文書。以下「本件決裁文書」という。）

4 令和6年6月7日、審査庁は弁明書及び本件審査請求により公開を求められていた本件会議報告書を審査請求人に送付した。

5 令和6年9月30日、審査庁は本件審査請求について、条例第15条の規定に基づき、稲沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問を行った。

6 令和7年10月6日、審査庁は審査会より答申書を受領した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求により公開を求める文書は、審査請求人から提出のあった訴訟記録等により明らかに存在するものであり、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項本文）、「実施機関の職員が職務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）その他の情報であって、当該実施機関が保管しているもの」（条例第2条第1項）に該当することは明らかであるため、公開を求めるものである。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求めるものである。

(2) 弁明の主な理由

- ①本件会議報告書は、処分庁において行った患者の医療事故に関する会議の記録書類であり、本件審査請求後に公開している。
- ②本件報告書は、担当医師が単独で作成した書類であって、専ら自己の記憶を残した備忘録の役割にとどまるものであり、職員の報告段階の書類であることから、行政文書としての取扱いではないため、保管していない。
- ③変更前の決裁文書は事務上必要ないものとして利用・保管していないため、不存在である。

理 由

1 審査会の判断

令和6年9月30日、審査庁は条例第15条の規定により、本件審査請求について、審査会に諮問し、令和7年10月6日、審査庁は審査会から答申を受けた。

審査会の答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 「本件会議報告書」について

本件会議報告書は、本件審査請求後に処分庁から公開されているため、審議の対象としない。

(2) 「本件報告書」について

行政情報公開請求の対象となる「行政文書」の定義については、条例第2条第1項に「実施機関の職員が職務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他の情報であって、当該実施機関が保管しているもの」と規定されている。

なお、「職務に関して作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合と解され、また、「当該実施機関が保管しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの（組織共用文書）と解される。

本件報告書は、担当医師が単独で作成した書類であって、専ら自己の記憶を残した備

忘録の役割にとどまるものであり、複数の職員による検討に付されておらず、組織共用文書であると考えられるような特段の経緯は認められない。

また、審査請求人は審査請求書において、訴訟記録を根拠に本件報告書が存在するはずであると主張しているが、行政文書の存在を明らかにするものではなく、処分庁の主張を覆す根拠とはならない。

よって、本件報告書は、組織共用文書の実態を備えておらず、情報公開請求の対象となる行政文書とは認められないことから、本件報告書が情報公開請求の対象に該当しないという判断に基づいて行われた本件処分については、妥当であると判断する。

(3)「本件決裁文書」について

本件決裁文書については、決裁文書の作成過程において破棄され、平成29年3月29日付けの決裁文書が新たに作成されたことを当審査会において確認した。破棄された本件決裁文書は、処分庁内で決裁を行うために使用している文書管理システムの履歴としては存在するものの、決裁はされておらず、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保存されている状態のものとは認められない。

よって、本件決裁文書は、組織共用文書の実態を備えておらず、情報公開請求の対象となる行政文書とは認められないことから、本件報告書が情報公開請求の対象に該当しないという判断に基づいて行われた本件処分については、妥当であると判断する。

2 審査会の結論

以上のことから、本件処分は妥当である。

結 論

審査庁は、以上の審査会の答申を尊重し、同様の理由で本件処分は妥当であると判断する。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年10月30日

審査庁 稲沢市病院事業管理者 山口 竜三

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市病院事業管理者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市病院事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。